

公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程

平成25年4月1日

規程第65号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 職員の給与の支給等に関しこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令および労使協定の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は給料および諸手当とし、それぞれ次に定める区分により支給する。

(1) 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、諸手当を除いたものとする。

(2) 諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、受託研究等従事手当、役職従事手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その適用範囲はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務職員給料表 別表第1

(2) 教育職員給料表 別表第2

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(初任給、昇格、昇給等)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じ、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員にあっては、2号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前各項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

8 第3項から第7項までの規定は、助手については適用しない。

9 就業規則第20条の規定により再雇用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(復職時等における号俸の調整等)

第6条 就業規則第14条に規定する休職又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

(給料等の支給)

第7条 給料およびこの規程で定める給与(通勤手当、寒冷地手当、期末手当および勤勉手当を除く。次項において同じ。)の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から月の末日までとする。

2 各給与期間の給与の支給日は、別に定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、その他の職員で給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から公立大学法人秋田公立美術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第48号。以下「勤務時間規程」という。)第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項および第6条の規定に基づく週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫

(3) 60歳以上の父母および祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において

「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

4 第2項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第11条 扶養手当は職員が次に掲げる場合に該当し、給与も減額されるときにおいても減額されないものとする。

(1) 第16条の規定により給与を減額された場合

(2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り

受け、月額1万1,500円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）

(2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万1,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万1,500円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,500円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび

び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(4) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル以上2キロメートル未満であって通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とし、又は自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万8,100円を超

えない範囲内で別に定める額（支給単位期間あたりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

(4) 前項第4号に掲げる職員 2,600円（支給単位期間あたりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の翌月の別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第14条 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況

とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ別に定める額を加算した額）とする。

3 国もしくは地方公共団体の職員又は国立大学もしくは他の公立大学法人の職員であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（受託研究等従事手当）

第14条の2 教員が受託研究又は受託事業等に従事することを命ぜられた場合には、その従事した業務に応じて当該教員に受託研究等従事手当を支給することができる。

2 受託事業等実施手当の支給対象となる業務、支給額その他受託研究等従事手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（役職従事手当）

第14条の3 教員が、学長の命を受けて別に定める役職に就いたときは、その従事した職務の職責に応じて当該職員に役職従事手当を支給することができる。

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して支給する。

2 管理職手当の額は、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額 100 分の 25 を超えてはならない。

(給与の減額)

第16条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間について、給料の月額に 12 を乗じた額を1週間あたりの正規の勤務時間に 52 を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除した額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間について第23条に規定する勤務1時間当りの給与額(以下「時間給」という。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間について、時間給に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間規程第3条第1項および第6条の規定に基づ

く週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間について、時間給に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間規程第12条第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間について、時間給に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第18条 職員には、正規の勤務日が勤務時間規程第13条第1号に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)および勤務時間規程第13条第2号に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 祝日法による休日等および年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間について、時間給に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間について時間給の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第20条 第23条に規定する時間給および第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 第15条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第3条第1項および第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか第15条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において別に定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第22条 第14条の3、第17条および第18条第2項の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(時間給の算出)

第23条 時間給は、給料の月額および管理職手当の合計額に12を乗じた額に寒冷地手当の月額に5を乗じた額を加え、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除した額とする。

(給料の更正決定)

第24条 理事長は、既に決定した職員の給料が、第3条の規定に合致しないと認めるときは、これを更正し、又は更正させることができる。

(休職者の給与)

第25条 職員が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間中これに給与の全額（地方公務員災害補償法第28条に規定する休業補償給付を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、次の区分の期間に限り、これに給料、扶養手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

区分	期間
勤続1年未満の者	1年以内
勤続1年以上の者	2年以内

3 職員が、前2項以外の心身の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの間、これに給料、扶養手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を

命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、就業規則第14条第3号、第4号および第5号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところに従い、その者に給料、扶養手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項および第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条および第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「第25条第7項」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第26条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において現に在職する職員であって常時勤務する者（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して別に定める日にこれを支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある者	その他の世帯主である者	
17,800円	10,200円	7,360円

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第25条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける

職員 前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、就業規則第43条の規定により停職にされている職員その他の別に定める職員 零

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、別に定める額とする

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として別に定める場合
(期末手当)

第27条 期末手当は、別に定める者を除き、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までおよび附則第6項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、又は死亡した職員（第25条第7項の規定の適用を受ける職員および別に定める職員を除く。）については、それぞれその日に在職したものとみなし支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

(4) 3 箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の77.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もしくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額合計額とする。

5 事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものならびに教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難および責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第4号に掲げる懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を公告することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に

係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条および附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）については、それぞれその日に在職したものとみなし支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、又は死亡した日現在。次項および附則第6項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計

額を加算した額に100分の77.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第30条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条および次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(再雇用職員についての適用除外)

第31条 第9条から第12条まで、第14条および第26条の規定は、再雇用職員には、適用しない。

(臨時又は嘱託職員の給与)

第32条 臨時又は嘱託職員の給与については、別に定める。

(給与の支給方法)

第33条 給与は、その全額を、現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合は、その職員に支払うべき給与の額から、当該控除すべき金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給与は、職員からの申出があった場合には、口座振込みの方法により支払うことができる。

(委任)

第34条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）のこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級および号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）別表第3に規定する教育職給料表（以下「市教育職給料表」という。）による職務の級および号俸とする。
- 3 当分の間、職員の給料月額は、第4条および第5条の規定にかかわらず、これらの規定の適用による額に、当該額に100分の0.85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。
- 4 施行日以後最初に行われる引継職員に係る第5条第2項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの秋田公立美術工芸短期大学（以下「短期大学」という。）における当該職員の勤務成績を施行日以後の期間に係る同項の勤務成績に通算するものとする。
- 5 平成25年6月1日を基準日とする引継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第27条第2項又は第30条第1項の規定の適用については、施行日の前日までの短期大学における当該職員の在職期間又は勤務成績を施行日以後の期間に係る第27条第2項の在職期間又は第28条第1項の勤務成績に通算するものとする。
- 6 平成33年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項および次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号

に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第8項および附則第9項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項および附則第8項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該月額に、当該月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第30条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該月額に、当該月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、

当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第25条第1項から第5項までおよび第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第25条第1項 前各号に定める額

イ 第25条第2項又は第3項 第1号および第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第25条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第25条第5項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第25条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
事務職員給料表	6級
教育職員給料表	4級

7 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定

の実施に関し必要な事項は、別に定める。

8 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第19条までに規定する時間給は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した時間給から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除した額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除した額）に相当する額を減じた額とする。

9 附則第6項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.775を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の77.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（勤勉手当に係る経過措置）

10 当分の間、第30条第2項後段に規定する勤勉手当の額の総額は、同項各号の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

（平26規程24・追加）

附 則（平成25年9月30日規程第134号）

この規程は、平成25年9月30日から施行し、改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則（平成26年5月28日平成26年規程第22号）

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（平成26年5月29日平成26年規程第24号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日平成28年規程第2号）

1 この規程は、規程で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1および別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与規程第30条および附則第9項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 3 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、当該規定に準じて、給料を支給する。

別表第1 事務職員給料表（第4条関係）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額							
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	

44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			

92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再雇用 職員	186,500	214,000	254,000	273,000	288,500	313,900	355,600	388,700

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 教育職員給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
助手および再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400	533,200
	2	212,200	273,700	321,000	405,700	536,200
	3	214,400	276,500	324,100	408,100	539,300
	4	216,600	279,300	327,200	410,600	542,400
	5	218,700	282,200	330,400	413,000	545,400
	6	220,900	284,700	333,200	415,500	547,800
	7	223,100	286,900	336,000	417,900	550,300
	8	225,200	289,300	338,700	420,400	552,700
	9	227,500	292,000	341,700	422,300	555,000
	10	229,900	294,500	344,800	424,800	556,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200	558,700
	12	234,700	299,500	351,200	429,600	560,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300	562,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500	563,700
	15	241,800	306,100	358,800	435,700	565,000
	16	244,200	308,200	361,400	438,000	566,200
	17	246,300	310,400	364,000	440,300	567,500
	18	249,400	312,600	366,200	442,700	568,300
	19	252,500	314,700	368,500	445,000	569,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400	569,700
	21	258,500	318,800	372,800	449,500	570,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800	
	23	264,400	324,000	377,000	454,200	
	24	267,300	326,800	379,100	456,500	
	25	270,100	329,100	380,900	458,500	
	26	272,700	331,300	382,700	460,700	
	27	275,200	333,600	384,600	462,800	
	28	277,900	336,100	386,500	465,000	
	29	280,800	338,500	388,500	467,100	
	30	283,200	340,700	390,200	469,400	
	31	285,400	342,800	391,900	471,600	
	32	287,800	344,900	393,600	473,700	
	33	290,400	347,100	395,400	475,600	
	34	292,600	349,400	397,200	477,700	
	35	295,100	351,700	398,800	480,000	
	36	297,500	353,900	400,600	482,200	
	37	300,000	355,900	401,900	484,300	
	38	301,700	357,900	403,500	486,300	
	39	303,500	360,000	405,100	488,200	
	40	305,200	361,900	406,700	490,100	
	41	307,100	363,900	408,000	492,100	
	42	308,100	365,800	409,600	494,000	
43	309,000	367,600	411,100	495,700		

44	309,900	369,400	412,700	497,600	
45	310,900	371,400	414,100	499,500	
46	312,000	373,200	415,700	501,300	
47	313,100	374,800	417,100	503,100	
48	314,200	376,600	418,700	505,000	
49	315,200	378,500	420,100	506,700	
50	316,300	380,100	421,400	508,400	
51	317,200	381,900	422,700	510,200	
52	318,200	383,600	424,000	512,100	
53	319,400	384,900	424,700	513,700	
54	320,400	386,400	425,700	515,300	
55	321,500	387,800	426,600	517,000	
56	322,500	389,400	427,500	518,600	
57	323,600	390,800	428,400	520,200	
58	324,700	392,200	429,300	521,500	
59	325,800	393,500	430,200	522,800	
60	326,800	395,000	431,100	524,000	
61	327,900	396,300	432,000	525,200	
62	328,900	397,700	432,900	526,200	
63	330,000	399,200	433,900	527,200	
64	331,100	400,700	435,000	528,200	
65	332,000	401,700	435,900	528,800	
66	333,100	402,800	436,900	529,700	
67	334,000	403,800	437,900	530,600	
68	335,100	404,900	438,800	531,500	
69	336,000	405,900	439,800	532,400	
70	337,100	406,800	440,800	533,200	
71	338,100	407,600	441,700	533,900	
72	339,200	408,400	442,700	534,400	
73	339,800	409,200	443,700	535,100	
74	340,800	410,100	444,600	535,600	
75	341,800	410,900	445,500	536,400	
76	342,800	411,700	446,500	537,000	
77	343,800	412,400	447,300	537,500	
78	344,800	412,800	447,800		
79	345,700	413,100	448,500		
80	346,600	413,400	449,100		
81	347,600	413,700	449,900		
82	348,600	414,000	450,600		
83	349,600	414,200	450,900		
84	350,600	414,500	451,500		
85	351,200	414,800	451,900		
86	351,800	415,100	452,200		
87	352,400	415,400	452,500		
88	353,000	415,700	452,800		
89	353,600	415,900	453,100		
90	354,000	416,200			
91	354,400	416,500			

92	354,900	416,800			
----	---------	---------	--	--	--

93	355,400	417,000			
94	355,800	417,300			
95	356,300	417,600			
96	356,800	417,900			
97	357,400	418,100			
98	357,900	418,400			
99	358,300	418,700			
100	358,800	418,900			
101	359,200	419,100			
102	359,700	419,400			
103	360,000	419,700			
104	360,500	419,900			
105	361,000	420,100			
106	361,400				
107	361,900				
108	362,400				
109	362,800				
110	363,300				
111	363,800				
112	364,200				
113	364,600				
114	365,000				
115	365,500				
116	365,900				
117	366,300				
118	366,700				
119	367,200				
120	367,600				
121	367,900				
122	368,300				
123	368,800				
124	369,100				
125	369,500				
126	370,000				
127	370,500				
128	370,900				
129	371,300				

この表は、秋田公立美術大学に勤務する教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。